

7 高学援第 4 8 号
令和 8 年 3 月 31 日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長 殿
各国公私立高等専門学校長

文部科学省高等教育局学生支援課長
春 山 浩 康

大学等における合理的配慮の提供に関する留意点について（通知）

各大学・短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、平素より障害のある学生の支援に関する取組及び体制強化にご尽力いただきありがとうございます。

文部科学省においては、大学等における障害のある学生の在籍者数が増加していることや、「改正障害者差別解消法」により、私立を含む全ての大学等での障害のある学生への合理的配慮の提供が義務化されたこと等を踏まえ、令和 6 年 3 月に「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（以下「第三次まとめ」という。）をとりまとめたところです。

各大学等におかれましては、第三次まとめ等も踏まえながら、障害のある学生の支援に関する取組や体制の充実にご尽力いただいているところと承知しておりますが、障害のある学生や大学等への進学希望者等から、合理的配慮に関するご相談が文部科学省等に対しても多く寄せられています。

このたび、文部科学省によくある相談やその対応に当たっての留意点等を別添資料のとおりまとめましたので、障害学生支援担当の教職員だけでなく、教務・学務・キャリア支援等の関係部署の教職員や授業担当教員等の日々の障害学生支援の取組にもご活用いただきますようお願いいたします。

加えて、特に学長をはじめとする役員や管理職におかれましては、法的義務となる障害学生支援の重要性の適切な認識と学内の組織的な支援体制構築の必要性にご理解いただき、全学的な障害学生支援を推進していただきますようお願いいたします。

なお、第三次まとめや「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進の推進に関する対応指針」につきましても、改めてご確認いただき、引き続き、障害のある学生の修学・就職支援の取組の更なる充実や障害のある学生への柔軟な対応に努めていただきますようお願いいたします。

【参考資料】

- 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進の推進に関する対応指針」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html

- 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext_01732.html

【本件担当】

文部科学省高等教育局学生支援課厚生係
馬場、増田

電話：03-5253-4111（内線 2522）